

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこと。

(一) 法人の均等割

ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用すること。（第五十二条、第三百十二条関係）

イ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わな

い場合には、非課税とすること。（第二十五条、第二百九十六条関係）

ウ 併せて、以下の改正を行うこと。

(1) 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とすること。（第二十条、第二百九十四条関係）

(2) 人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）について均等割を課す場合には、最低税率を適用すること。（第五十二条、第三百十二条関係）

(二) 法人税割

法人税における取扱いを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人について収益事業課税とする等所要の措置を講ずること。（第二十三条関係）

(三) 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第三十四条法人と同様の措置を講ずること。（附則第四十一条関係）

2 平成二十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税制について、以

下の措置を講ずること。

(一) 控除対象寄附金の拡大等（第三十七条の二、第三百十四条の七関係）

ア 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加すること。

イ 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道府県民税四％、市町村民税六％とすること。この場合において、都道府県が条例で定める寄附金については道府県民税から、市区町村が条例で定める寄附金については市町村民税から、それぞれ税額控除すること。

ウ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の三十％（現行二十五％）に引き上げること。

エ 寄附金控除の適用下限額を五千円（現行十万円）に引き下げること。

(二) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（第三十七条の二、第三百十四条の七、附則第五条の

五関係）

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、(一)の税額控除の適用に加え、当該寄附金が五千円を超える場合、その超える金額に、九十%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(道府県民税の所得割の額の百分の十に相当する金額を限度とする。)を道府県民税から、五分の三に相当する金額(市町村民税の所得割の額の百分の十に相当する金額を限度とする。)を市町村民税から、それぞれ税額控除すること。

3 上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、以下の措置を講ずること。

(一) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税

ア 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

平成二十年十二月三十一日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率(道府県民税一・二%、市町村民税一・八%)を廃止すること。(旧法附則第三十五条の二の三、旧法附則第三十五条の三の二関係)

イ 特例措置

平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち五百万円以下の部分の税率については、道府県民税一・二%、市町村民税一・八%とすること。（改正法附則第三条、改正法附則第八条関係）

ウ 株式等譲渡所得割の税率の特例

平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間の株式等譲渡所得割の税率は、三%とすること。（改正法附則第三条関係）

(二) 上場株式等に係る配当所得に対する課税

ア 配当割の税率の特例の廃止

個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率については、平成二十年十二月三十一日をもって軽減税率（三%）を廃止すること。（旧法附則第五条の三関係）

イ 特別徴収税率の特例措置

平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。）に係る配当割の税率を三

%とすること。（改正法附則第三条関係）

ウ 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設

所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、当該納税義務者は道府県民税二％、市町村民税三％の税率による申告分離課税を選択できることとする。この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とすること。（附則第三十三条の二関係）

エ 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の税率の特例措置

平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合の当該上場株式等に係る配当所得の金額のうち百万円以下の部分の税率については、道府県民税一・二％、市町村民税一・八％とすること。（改正法附則第三条、改正法附則第八条関係）

(三) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設

ア 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例の創設

平成二十二年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年以前三年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除するものとする。こと。（附則第三十五条の二の六関係）

イ 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収等の特例の創設

(1) 個人が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該個人が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該源泉徴収選択口座の配当等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとする。こと。（附則第三十五条の二の五関係）

(2) (1)により源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内にお

ける上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額に対して税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算する特例を創設すること。（附則第三十五条の二の五関係）

(四) 特別徴収義務の整備等

源泉徴収選択口座における損益通算を可能とするため、平成二十二年一月一日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の特別徴収について、以下の措置を講ずること。

ア 平成二十二年一月一日以後に支払の取扱者を通じて支払われる上場株式等の配当等に係る配当割について、その支払を取り扱う者を特別徴収義務者とすること。（第七十一条の三十一関係）

イ 源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等について特別徴収した配当割の納期限を、その徴収の日の属する年の翌年一月十日とすること。（附則第三十五条の二の五関係）

4 平成二十一年度から、次のとおり公的年金からの特別徴収制度を創設すること。

(一) 特別徴収の対象者は、納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該

年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている六十五歳以上のもの（以下「特別徴収対象年金所得者」という。）とすること。（第三百二十一条の七の二関係）

(二) 特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とすること。（第三百二十一条の七の二、第三百二十一条の七の八関係）

(三) 特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付とすること。（第三百二十一条の七の二、第三百二十一条の七の四関係）

(四) 特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の十日までに市町村に納入する義務を負うこと。（第三百二十一条の七の四、第三百二十一条の七の六関係）

(五) 徴収の方法

ア 特別徴収対象年金所得者については、当該年度の四月一日から九月三十日までの間において前年度の十月一日からその翌年三月三十一日までの間に特別徴収の方法により徴収された額に相当

する額を、当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間において公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の四月一日から九月三十日までの間に徴収すべき額を控除した額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収すること。（第三百二十一条の七の二、第三百二十一条の七の八関係）

イ 新たに特別徴収の対象となった特別徴収対象年金所得者については、当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間において公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の二分の一に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収し、当該年度の四月一日から九月三十日までの間は公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間に徴収すべき額を控除した額を普通徴収の方法により徴収すること。（第三百二十一条の七の二関係）

ウ ア及びイの場合において、老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収すべき額は、それぞれの期間において徴収すべき額を当該期間における老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とすること。（第三百二十一条の七の五関係）

- 5 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人税割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴すること。また、徴収の猶予をした法人税割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除すること。なお、国は、法人が相互協議の申立てをした場合等には、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知すること。（第五十五条の二、第五十五条の三、第五十五条の四、第五十五条の五、第三百二十一条の十一の二、第三百二十一条の十一の三関係）
- 6 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課すること。（附則第三条の二の四関係）

- 7 住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合におい

ても、市町村長がやむを得ない理由があるとき、税額控除を適用できることとする。

(附則第五条の四関係)

8 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間二千頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえで、その適用期限を平成二十四年度まで延長すること。(附則第六条関係)

9 法人税割の課税標準である法人税額から中小企業者等の試験研究費の総額に係る税額を控除する措置を改組し、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、課税標準となる法人税額から控除する額を、次のいずれかの額から選択適用できることとする。

この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額を控除する措置とは別に、当期の法人税額の百分の十相当額を限度とすること。(附則第八条関係)

(一) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の百分の五相当額。

(二) 試験研究費の額が平均売上金額の百分の十相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超

過税額控除割合を乗じた金額。

10 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止すること。（附則第三十五条の

三関係）

二 事業税

1 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこと。

(一) 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税すること。（第七十二条の二関係）

(二) 所得割について、法人税における取扱いを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人について収益事業課税とする等所要の措置を講ずること。（第七十二条の二十三関係）

(三) 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第三十四条法人と同様の措置を講ずること。（附則第四十一条関係）

2 社会医療法人について、収益事業課税とする等所要の措置を講ずること。（第七十二条の五関係）

3 医療法人等が行う中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の

規定に基づく医療支援給付のための医療等について、事業税の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずること。（第七十二条の二十三関係）

- 4 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人の事業税及びその加算金の額の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴すること。また、徴収の猶予をした法人の事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除すること。なお、国は、法人が相互協議の申立てをした場合には、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額の課税標準とされた所得等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県に通知すること。（第七十二条の三十九の二、第七十二条の三十九の三、第七十二条の三十九の四、第七十二条の三十九の五関係）
- 5 資本の欠損のてん補を行った法人に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第九条関係）

6 ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法に規定する託送供給を受けて同法に規定する大口供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該大口供給に係る収入金額から一定の金額を控除した金額によることとする課税標準の算定方法の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

三 不動産取得税

1 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずること。（附則第十条関係）

2 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずること。（附則第十条関係）

3 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産について、当

該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十一条関係）

4 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）について、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の十分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十一条関係）

5 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋について、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格から従前の家屋の価格に相当する額を控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十条関係）

6 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地につい

て、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十一条関係）

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された新築の認定長期優良住宅について、当該住宅の価格から千三百万円を控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十一条関係）

8 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十一条関係）

9 全国健康保険協会が国から承継する一定の不動産に係る非課税措置を講ずること。（附則第四十条関係）

10 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産について、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに

限り、非課税とする特例措置を講ずること。（附則第十条関係）

11 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。

(一) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置（附則第十条の二関係）

(二) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(三) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(四) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(五) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

- (六) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が取得する施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）
- (七) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）
- (八) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）
- (九) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）
- (十) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等

について、納税義務の免除措置等の期間を五年延長する特例措置（附則第十一条の七関係）

12 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から六月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外すること。

（第七十三条の二関係）

(二) 農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する場合を除外すること。（第七十三条の十四関係）

(三) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外すること。（第七十三条の二十四関係）

(四) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二

関係)

(五) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえ、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(六) 独立行政法人都市再生機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象区域を都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区としたうえで、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

13 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置(附則第十条関係)
- (二) 独立行政法人空港周辺整備機構が取得する航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少な

い施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る課税標準の特例措置（附則第十一条 関係）

(三) 軽自動車検査協会が取得する軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(四) 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者のうち民法第三十四条法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

14 現行の民法第三十四条法人が取得した場合に非課税措置等が講じられている不動産について、以下の措置を講ずること。

(一) 公益社団法人又は公益財団法人が取得した場合、現行の民法第三十四条法人が取得するものと同様の措置を講ずること。（第七十三条の四、第七十三条の二十七の八関係）

(二) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなして(一)を適用すること。（

附則第四十一条関係）

15 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置等所要の措置を講ずること。（第七十三条の二、第七十三条の四、第七十三条の六、第七十三条の十四、第七十三条の二十七の七、附則第十条関係）

四 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、軽減対象を重点化し、以下の措置を講ずること。（附則第十二条の三関係）

1 環境負荷の小さい自動車

平成二十年度及び平成二十一年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(一) 電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以

下「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

- (二) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の二十五を軽減すること。

2 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね百分の十を重課する特例措置を講ずること。

- (一) ガソリン車又はLPG車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

- (二) デイゼル車その他の(一)に掲げる自動車以外の自動車で平成十一年三月三十一日までに新車新規

登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

五 固定資産税及び都市計画税

1 償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価格とする制度を廃止すること。(第三百九十四条、第四百十四条、第七百四十五条関係)

2 固定資産税及び都市計画税において現行の民法第三十四条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、次のとおり措置を講ずること。

(一) 公益社団法人又は公益財団法人が設置する施設について、非課税とすること。(第三百四十八条関係)

(二) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなして(一)を適用すること。(附則第四十一条関係)

(三) 一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成二十五年度分まで非課税とすること。(附則第四十一条関係)

3 独立行政法人緑資源機構の解散に伴い独立行政法人森林総合研究所が承継する業務の用に供する一

定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税とする等の所要の措置を講ずること。

(第三百四十三条、第三百四十八条、附則第十四条関係)

4 全国健康保険協会が所有し、かつ、使用する事務所又は倉庫について固定資産税及び都市計画税を非課税とすること。(第三百四十八条関係)

5 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において政府の補助を受けて平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後五年度間はその価格の四分の一とすること。(附則第十五条関係)

6 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて同法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後五年度間はその価格の四分の一とすること。(附則第十五条関係)

7 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料

製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により同法の施行の日から平成二十二年三月三十一日までに新設した一定の機械その他の設備について、固定資産税の課税標準を新設後三年度間はその価格の二分の一とすること。（附則第十五条関係）

8 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋について、平成二十一年度分及び平成二十二年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の二分の一とすること。（附則第十五条関係）

9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された同法に規定する認定長期優良住宅について、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の一月三十一日までに市町村に申告書の提出がされた場合には、固定資産税額から新築後五年度間（中高層耐火建築物にあつては七年度間）はその二分の一を減額すること。（附則第十五条の七関係）

10 平成二十年一月一日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に外壁、窓等を通して

の熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われたものについて、改修工事終了後三月以内に市町村に申告書の提出がされた場合には、改修工事が行われた年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度の固定資産税額からその三分の一を減額すること。（附則第十五条の九関係）

11 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された家屋について、固定資産税額及び都市計画税額から取得又は改築後四年度間はその二分の一を減額すること。（

附則第十六条の二関係）

12 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良後四年度間はその価格の二分の一とすること。（

附則第十六条の二関係）

13 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で平成十九年七月十六日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された家屋につ

いて、固定資産税額及び都市計画税額から取得又は改築後四年度間はその二分の一を減額すること。

(附則第十六条の二関係)

14 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で平成十九年七月十六日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良後四年度間はその価格の二分の一とすること。

(附則第十六条の二関係)

15 独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に消費者紛争の解決の業務の用に供する固定資産を追加すること。

(第三百四十八条関係)

16 全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受け、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後二十年度間(現行十年間)はその価格の二分の一とすること。

(附則第十五条関係)

17 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

(一) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十一年度まで延長すること。(附則第十五条関係)

(二) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(三) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成二十一年度まで(現行平成十九年度まで)に新たに固定資産税が課されるものとする。(附則第十五条関係)

(四) 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(五) 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、そ

の対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。

（附則第十五条関係）

- (十) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）
- (九) 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）
- (八) 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）
- (七) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月

三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の六関係）

(七) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(六) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の八関係)

18 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

(一) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、鉦さい等の処理施設については課税標準をその価格の三分の一(現行六分の一)とし、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備及び湖沼水質保全のための污水处理施設については課税標準をその価格の四分の三(現行三分の二)とし、ダイオキシン類処理施設については課税標準をその価格の二分の一(現行三分の一)とし、揮発性有機化合物排出抑制施設に係る優良更新代替設備については課税標準をその価格の三分の二(現行二分の一)としたうえ、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(二) 外貿埠頭公社が取得し又は所有する特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産を既に取得した特定用途港湾施設に限定したうえ、その適用

期限を平成二十一年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後三年度間はその価格の三分の二又は四分の三（現行四分の三又は五分の四）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後五年度間はその価格の四分の三（現行三分の二）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する信頼性向上施設整備事業により新設した一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後五年度間はその価格の六分の五（現行五分の四又は六分の五）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定

の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得又は合併後五年度間はその価格の三分の二（現行二分の一）としたうえ、その対象資産の取得期限又は合併期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の三分の二（現行二分の一）としたうえ、その適用期限を平成二十一年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の三分の二（平成二十年度まで二分の一）としたうえ、その適用期限を平成二十一年度までとすること。（第三百四十九条の三、附則第十五条関係）

(九) 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の三分の二（平成二十年度まで二分の一）としたうえ、その適用期限を平成二十一年度までとすること。（第三百四十九条の三、附則第

十五条関係)

(十) 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市

計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の三分の二(平成二十年度まで二分の

一)としたうえ、その適用期限を平成二十一年度までとすること。(第三百四十九条の三、附則第

十五条関係)

(十一) 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市

計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の三分の二(平成二十年度まで二分の

一)としたうえ、その適用期限を平成二十一年度までとすること。(第三百四十九条の三、附則第

十五条関係)

19 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

(一) 農業協同組合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課

税標準の特例措置(第三百四十九条の三関係)

(二) 石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油

等防止堤に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(三) 石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(四) 遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(五) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定するアクセス管理者が電気通信回線を通じた電子計算機の障害の防止のために取得する電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

六 特別土地保有税

特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置等のうち、その適用がなくなったものを廃止すること。（第五百八十六条関係）

七 自動車取得税

1 車両総重量が三・五トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用され

るべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものを平成二十二年三月三十一日までに取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）を控除した率とすること。

2 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を經營する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）

3 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）

4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）

(一) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車

のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から三十万円を控除すること。

(二) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から十五万円を控除すること。

5 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第三十二条関係)

(一) 車両総重量が十二トンを超えるディーゼル車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときは百分の一)を控除した率とすること。

(二) 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のディーゼル車のうち、平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から百分の二を控除した率とすること。

6 自動車取得税交付金の交付の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加すること。(第六百九十条の三十二関係)

八 軽油引取税

1 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。(附則第三十二条の二関係)

2 軽油引取税交付金の交付の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加すること。(第七百条の四十九関係)

九 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員

が受ける狩猟者の登録に係る税率を二分の一とする特例措置等を平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける登録に限り講ずること。（附則第三十二条の三関係）

十 事業所税

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を二年延長すること。（附則第三十二条の七関係）

2 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、その適用期限を一年延長すること。（附則第三十二条の八関係）

3 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外すること。（第七百一条の四十一関係）

4 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第三十二条

の八関係)

5 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第三十四条法人と同様の措置を講ずること。

(附則第四十一条関係)

十一 国民健康保険税

後期高齢者医療制度の創設に併せて、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に七十五歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるよう、所要の措置を講ずること。(第七百三条の四、第七百三条の五関係)

十二 その他

日本年金機構について、不動産取得税の非課税措置等所要の措置を講ずること。(第七十三條の三、第四百四十六條、第三百四十八條、第四百四十三條、第六百九十九條の四、第七百二條の二関係)

第二 地方道路譲与税法に関する事項

地方道路譲与税の譲与の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加すること。(第二条関係)

第三 石油ガス譲与税法に関する事項

石油ガス譲与税の譲与の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加すること。（第二条関係）

第四 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の三の9及び五の4の改正は平成二十年十月一日から、第一の一の3の(一)アのうち旧法附則第三十五条の三の二関係並びに3の(一)ウ並びに(二)ア及びイの改正は平成二十一年一月一日から、第一の一の2、4及び6の改正は平成二十一年四月一日から、第一の一の3の(二)ウ及びエ、(三)並びに(四)並びに8の改正は平成二十二年一月一日から、第一の一の3の(一)アのうち旧法附則第三十五の二の三関係及び3の(一)イは平成二十二年四月一日から、第一の一の1(一)ウを除く。)、二の1、三の8及び14、五の2及び8並びに十の5の改正は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から、第一の十二の改正は日本年金機構法の施行の日から、第一の三の15のうち第七十三条の二、第七十三条の四、第七十三条の六及び附則第十条（独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置を講ずる部分に限る。）関係並びに五の3の改正は独立行

政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行の日から、第一の五の15の改正は独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の2及び五の6の改正は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の6の改正は観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日から、第一の三の7及び五の9の改正は長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から、第一の五の7の改正は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行の日から、その他の改正は平成二十年四月一日から施行すること。